

### 1 防衛省から鹿児島県への連絡について

貴職は鹿児島県に対して、県管理空港を使用しての自衛隊機の「タッチアンドゴー」訓練を行うという連絡をしたのか。また、それを鹿児島県が承諾したのか。それはいつか、明らかにされたい。

⇒ 訓練で使用する地域の自治体とはこれまで調整を重ねており、鹿児島県に対しては、10月13日（金）に鹿児島県庁において徳之島空港及び奄美空港における自衛隊機の離着陸訓練を含め、鹿児島県で実施する訓練について説明をさせていただいております。引き続き、地元自治体への情報提供等、丁寧な説明に努めてまいります。

### 2 戦闘機の「タッチアンドゴー」訓練について

(1) 空港利用にあたって、県管理空港である奄美・徳之島の両空港の使用に関して、防衛省と鹿児島県とはどのような「協定」を結んでいるのか。その内容を明らかにされたい。

⇒ 空港の使用に当たっては、防衛省と鹿児島県との間で、協定を結んでおらず、法令に基づく通常の空港使用申請手続きを行っています。

(2) 「タッチアンドゴー」訓練の目的、時間帯、戦闘機の離着陸回数、戦闘機の機種について、具体的に空港別に明らかにされたい。

⇒ 防衛省としては、戦後最も厳しい安全保障環境を踏まえ、我が国防衛上、あらゆる事態を想定し、自衛隊の能力を最大限発揮するため、平素から民間空港を使用した訓練を行う必要があると考えており、本訓練もその一環として実施するものであり、徳之島空港は11月13日及び11月15日、奄美空港は11月17日から11月19日までの間、F-15戦闘機が1日最大4機、離着陸訓練を実施することを計画しています。時間帯については、調整中ではありますが夜間及び日没後の訓練は計画していません。

(3) また「タッチアンドゴー」訓練実施前の住民への事前周知の有無、予測される民間機の遅延や影響について明らかにされたい。また夜間訓練、もしくは日没後の訓練の有無についても明らかにされたい。

⇒ 今般の自衛隊統合演習については、徳之島空港及び奄美空港における自衛隊機の離着陸訓練を含め、実施する訓練に関し、奄美市及び徳之島町には10月11日（水）、伊仙町及び天城町には10月12日（木）に説明させていただいております。引き続き、地元自治体への情報提供等、丁寧な説明に努めてまいります。

また、奄美空港における自衛隊機の離着陸訓練について、11月1日（水）に奄美空港周辺住民の皆様（奄美市「笠利地区区長」）に対し、11月6日（月）に徳之島空港周辺住民の皆様（天城町関係区長）に対してご説明させていただいております。

訓練の実施に当たっては、民間機の運航への影響を最小限とするよう実施するとともに、夜間及び日没後の訓練は計画していません。

### 3 「タッチアンドゴー」訓練による騒音（爆音）について

(1) 防衛省は、安保3法によって民間空港の使用を制度化しているが、そこには周辺住民及び自然生態系に大きな影響を及ぼす爆音を伴う戦闘機の離発着訓練については、相当の慎重な取組が不可欠とされている。防衛省は、国民を守る立場で、法制度の手続き及び騒音につい